

定価(消費税別)一箇年 一六、〇〇〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第三十三号

平成十三年
六月二十九日

金 曜 日

目 次

選挙管理委員会

参議院山梨県選出議員選挙における選挙人名簿の登録に係る被登録資格決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間……………一

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第二十七号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二条第二項及び第二十三条第一項の規定により、平成十三年七月二十九日執行予定の参議院山梨県選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定める。

平成十三年六月二十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

- 一 被登録資格の決定の基準となる日
平成十三年七月十一日(ただし、年齢については七月二十九日)
- 二 登録を行う日
平成十三年七月十一日
- 三 縦覧に供する期間
平成十三年七月十二日から七月十三日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番